

○証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令

(令和3年2月15日島根県警察訓令第6号)

証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令（平成26年島根県警察訓令第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、証拠物件の取扱い及び保管に関し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 押収物件 犯罪捜査に関して押収した物件及びその換価代金、触法少年事件の調査に関して押収した物件及びその換価代金並びにぐ犯少年事件において一時保管した物件をいう。
- (2) 特殊物件 押収物件のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品
  - イ 銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物
  - ウ 大麻取締法（昭和23年法律第124号）、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及びあへん法（昭和29年法律第71号）の各違反に係る薬物等
- (3) 採取資料 犯罪捜査及び触法少年事件の調査に関して採取した資料をいう。
- (4) 鑑定資料 鑑定の対象となる押収物件又は採取資料をいう。
- (5) DNA型鑑定資料 鑑定資料のうち、DNA型鑑定の対象となる押収物件又は採取資料をいう。
- (6) 資料の残余 鑑定後、刑事部科学捜査研究所（以下「研究所」という。）その他の機関から返却された鑑定資料の残余をいう。
- (7) 試料の残余 鑑定後、研究所その他の機関から返却された試料（鑑定に使用するため、鑑定資料から採取等して分離したものをいう。）の残余をいう。
- (8) 証拠物件 押収物件、採取資料及び試料の残余をいう。ただし、指掌紋、足跡その他の痕跡を除く。
- (9) 長期保管 最初に証拠物件を押収（ぐ犯少年事件の一時保管を含む。以下同じ。）してから1か月を経過した事件に係る証拠物件の保管をいう。
- (10) 短期保管 長期保管以外の証拠物件の保管をいう。
- (11) 仮出し 取調べ、鑑定その他犯罪捜査、触法少年又はぐ犯少年事件の調査等（以下「取調べ等」という。）のため、保管中の証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。

(12) 払出し 送致、通告、移送、還付等のため、証拠物件の保管を解除することをいう。

(証拠物件の取扱い及び保管の基本)

第3条 証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることに鑑み、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意し、その証拠価値の保全に努めること。

2 証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の事故が発生することのないよう、必ず定められた保管設備において証拠物件を保管すること。

3 証拠物件のうち、捜査(触法少年事件及びぐ犯少年事件の調査を含む。以下同じ。)の遂行に必要ななくなったものは、できるだけ速やかに還付(仮還付、触法少年事件の還付及び仮還付並びにぐ犯少年事件の返還を含む。以下同じ。)又は送致(送付、通告及び一旦当署保管とした押収物件の検察庁への保管転換を含む。以下同じ。)の手續を執らなければならない。

(管理体制)

第4条 警察本部の事件を担当する課及び隊(以下「事件担当課等」という。)の長並びに警察署長(以下「所属長」と総称する。)は、所属における証拠物件の取扱い及び保管について全般的な指揮監督に当たるとともに、証拠物件の管理について責任を負うものとする。

2 証拠物件の取扱い及び保管を適正に行うため、事件担当課等及び警察署に、次に掲げる責任者を置くものとする。

(1) 管理責任者

(2) 保管責任者

(3) 取扱責任者

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、警察本部にあつては事件担当課等の調整官、次長又は副隊長を、警察署にあつては副署長、調整官又は次長をもって充てる。

2 管理責任者は、所属長の命を受け、当該所属における証拠物件の管理について総括的に責任を負うものとする。

(保管責任者)

第6条 保管責任者は、警察本部にあつては事件担当課等の当該証拠物件に係る事件を担当する課長補佐又はこれに代わる者を、警察署にあつては事件を担当する課の課長(課長の置かれていない警察署にあつては事件を担当する係の係長)をもって充てる。

2 保管責任者は、管理責任者を補佐し、取扱責任者を指揮監督して証拠物件の取扱い及び保管の責に任ずるものとする。

(取扱責任者)

第7条 取扱責任者は、所属長が指定する者をもって充てる。

2 取扱責任者は、保管責任者の命を受け、証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行うものとする。

(職務代行者)

第8条 所属長は、管理責任者、保管責任者又は取扱責任者が病気その他の理由によりその職務を行うことができない場合は、職務代行者を指定するものとする。

2 職務代行者は、管理責任者、保管責任者又は取扱責任者に代わってその職務を遂行するものとする。

3 第1項に規定する管理責任者の職務代行者は、原則捜査を担当しない者の中から指定しなければならない。

(保管設備の整備等)

第9条 所属長は、次に掲げる保管設備を整備しなければならない。

(1) 証拠物件の短期保管のための保管庫（以下「短期保管庫」という。）

(2) 証拠物件の長期保管のための保管倉庫（以下「長期保管倉庫」という。）

(3) 特殊物件を保管するための金庫又はこれに代わる設備（以下「特殊物件保管庫」という。）

(4) 執務時間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までの間をいう。以下同じ。）外において押収し、又は採取した証拠物件を一時的に保管するための保管庫（以下「当直用保管庫」という。）

(5) 次に掲げる鑑定資料を保管するための冷凍庫（マイナス20度の温度設定が可能なものに限る。以下「冷凍庫」という。）

ア 鑑定を嘱託する前のDNA型鑑定資料

イ DNA型鑑定に係る資料の残余

ウ DNA型鑑定に係る試料の残余

2 保管設備は、証拠物件の盗難、紛失、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸を防止するため、適当と認められる場所に設置し、かつ、十分な広さ、構造、施錠機能等を有するものでなければならない。

3 保管設備は、次の各号に掲げる保管設備の種類に応じ、当該各号に定める基準により設置しなければならない。

(1) 短期保管庫 警察本部にあつては当該事件担当課等（方面隊又は分駐隊を置く所属にあつては必要に応じて当該方面隊又は分駐隊）内に、警察署にあつては当該事件を担当する課（係）の室内等に設置すること。

(2) 長期保管倉庫 警察署に設けるものとし、その庁舎内にそれぞれ設置すること。

(3) 特殊物件保管庫 警察署に設けるものとし、長期保管倉庫内に設置すること。

(4) 当直用保管庫 警察署の当直室（当直室のない警察署にあつては当直勤務を行う執務室）に設置すること。

(5) 冷凍庫 警察署、刑事部鑑識課及び研究所に設けるものとし、それぞれの庁舎内に設置すること。

4 事件担当課等において押収物件を長期保管する場合又は特殊物件を保管する場合は、当該事件担当課等の施設内に短期保管庫とは別にそれぞれ保管庫を設置すること。

(鍵の保管)

第10条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる保管設備の鍵を管理しなければならない。

- (1) 管理責任者 長期保管倉庫、特殊物件保管庫及び冷凍庫
- (2) 保管責任者 短期保管庫
- (3) 当直責任者又はこれに準ずる者 当直用保管庫

2 前項の規定にかかわらず、執務時間内にあつては管理責任者が当直用保管庫の鍵を管理するものとする。

3 保管設備の鍵は、施錠設備のある箇所に収納し、他の者が自由に取り出すことができないような適切な場所及び方法で保管すること。

4 第1項第1号の規定により管理する保管設備の鍵を使用する場合は、長期保管倉庫等出入記録(様式第1号)により貸出し及び返却の確認を受けるものとする。

(押収物件の取扱要領)

第11条 押収物件の取扱いについては、保管責任者の指揮を受け、取扱責任者が行うものとし、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 警察官は、押収物件を押収したときは、保管責任者に報告するものとする。
- (2) 前号の規定により報告を受けた保管責任者は、当該報告に係る押収物件について、その証拠価値及び留置の要否を検討し、留置を要すると認めるときにあつては必要な措置を、留置を要しないと認めるときにあつては速やかに還付の措置を取扱責任者に執らせるものとする。
- (3) 押収物件を押収したときは、関係書類を作成の上、前号の規定により留置を要するとされたものについては、証拠品管理システム(以下「システム」という。)に登録しなければならない。ただし、押収後おおむね48時間以内に保管を解除する見込みがあると保管責任者が判断したものについては、登録を要しない。
- (4) 前号の規定によりシステムに登録した押収物件については、押収物件管理簿(様式第2号)及び管理小票(様式第3号)を作成して袋に納め、管理小票を貼付するなどして、確実に整理を行い取扱責任者に引き渡すものとする。この場合において、押収物件を収める袋は、内容物の確認が容易となるよう、原則として透明な材質の袋、ケース等を使用するものとする。
- (5) 前号の規定により押収物件の引渡しを受けたとき、又は他の所属等から事件の移送若しくは引継ぎにより押収物件の引渡しを受けたときは、品目、数量等に関係書類及びシステムの登録内容と照合確認の上、短期保管庫において保管するものとする。
- (6) 保管責任者は、当該事件につき最初に押収物件を押収した日からおおむね1か月を経過したときは、押収物件の品目、数量等について関係書類と照合確認し、

真に留置の必要があるか否かを検討するものとする。この場合において、引き続き留置の必要があると認められるものにあつては長期保管の措置を、留置の必要がないと認められるものにあつては速やかに還付の措置を取扱責任者に執らせるものとする。

- (7) 前号の規定にかかわらず、近日中に事件処理を終結し、全ての押収物件の保管を解除する見込みが確実にある場合は、短期保管を継続するものとする。
- (8) 第6号の規定により押収物件の長期保管の措置を執るときは、システムにより長期保管の登録をするとともに、証拠物件保存簿（様式第4号）を作成した後、管理小票に当該証拠物件保存簿の番号を記載し、当該押収物件に係る事件の全ての押収物件を長期保管倉庫において保管するものとする。この場合においては、押収物件管理簿に長期保管の措置を執った年月日を記載するものとする。
- (9) 長期保管の措置を執った押収物件に係る事件が検挙となるなど、仮出しが見込まれる場合は、保管責任者の判断により、当該事件に係る押収物件を短期保管庫において保管することができる。この場合、システムにより保管場所の変更の登録をするものとする。
- (10) 送致、還付等により短期保管又は長期保管中の押収物件の保管を解除したときは、システムにより払出しの登録をし、押収物件管理簿又は証拠物件保存簿にその年月日及び解除理由を記載するものとする。
- (11) 押収物件の取扱いは、2人以上で行うものとする。

（採取資料の取扱要領）

第12条 採取資料の取扱いについては、保管責任者の指揮を受け、取扱責任者が行うものとし、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 警察官は、採取資料を採取したときは、保管責任者に報告するものとする。
- (2) 前号の規定により報告を受けた保管責任者は、当該報告に係る採取資料について、その証拠価値及び留置の要否について検討し、留置を要すると認めるときにあつて必要な措置を、留置を要しないと認めるときにあつては速やかに廃棄の措置を取扱責任者に執らせるものとする。
- (3) 採取資料を採取したときは、関係書類を作成の上、前号の規定により留置を要するとされたものについては、システムに登録しなければならない。
- (4) 前号の規定によりシステムに登録した採取資料については、採取資料管理簿（様式第5号）を作成して採取資料と当該採取資料管理簿の写しを袋、採取容器等に納めるなどして確実に整理を行い取扱責任者に引き渡すものとする。
- (5) 前号の規定により採取資料の引渡しを受けたとき、又は他の所属等から事件の移送若しくは引継ぎのため採取資料の引渡しを受けたときは、資料名、数量等を採取関係書類及びシステムの登録内容と照合確認の上、短期保管庫において保管するものとする。
- (6) 鑑定による廃棄等により短期保管中の採取資料の保管を解除したときは、システムにより払出しの登録をし、採取資料管理簿にその年月日及び解除理由を記載

するものとする。

- (7) 保管責任者は、採取資料を採取した日からおおむね1か月を経過したときは、採取資料の資料名、数量等について関係書類と照合確認し、真に留置の必要があるか否かを検討するものとする。この場合において、引き続き留置の必要があると認められるものにあつては押収の措置を、留置の必要がないと認められるものにあつては廃棄の措置を取扱責任者に執らせるものとする。
- (8) 前号の規定により押収の措置を執るときは、遅滞なく刑事訴訟法に定める押収手続を執るとともに、システムにより証拠物件保存簿を作成し、長期保管倉庫において保管するものとする。この場合において、採取資料管理簿に押収手続による長期保管の措置を執った年月日を記載するものとする。
- (9) 押収後の採取資料の取扱いについては、第11条の例による。

(DNA型鑑定資料の取扱要領)

第13条 DNA型鑑定資料の取扱いは、前2条の取扱要領によるほか、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 保管責任者は、DNA型鑑定資料(鑑定を囑託した後のものを含む。)、資料の残余又は試料の残余の引渡しを受けたときは、その品目又は資料名、数量等について関係書類と照合確認し、冷凍保存の要否を検討するものとする。この場合において、冷凍保存を要すると認めるときにあつては冷凍保存の措置を、冷凍保存を要しないと認めるときにあつては前2条の規定に準じた保管の措置を取扱責任者に執らせるものとする。
- (2) 取扱責任者は、前号の規定により冷凍保存の措置を行うときは、品目又は資料名、数量等について関係書類と照合確認し、押収手続を執っていないものは、前条の例により押収手続を執り、冷凍庫において保存するものとする。

(執務時間外に押収した証拠物件の措置)

第14条 執務時間外に証拠物件を押収又は採取した場合において、保管責任者が不在のときは、当直責任者又はこれに準ずる者が当該証拠物件の取扱い及び保管の責に任ずるものとし、事後速やかに保管責任者に引き継ぐものとする。

- 2 当直責任者又はこれに準ずる者が証拠物件を取り扱うときは、当直用保管庫において保管するとともに、証拠物件の品目、数量等及び保管責任者への引継状況を当直日誌に記載しておくものとする。

(証拠物件の保管方法)

第15条 証拠物件の保管方法は、前4条によるほか次に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 特殊物件は、短期保管、長期保管の別にかかわらず、特殊物件保管庫に保管することとし、特別な事由により特殊物件保管庫以外の倉庫等に保管するときは、あらかじめ警察本部の事件を主管する課及び刑事部刑事企画課と協議を行うこと。
- (2) 前号の規定にかかわらず、執務時間外に押収した特殊物件のうち、次に掲げる

ものについては、当直用保管庫において保管することができるものとする。この場合において、当直責任者又はこれに準ずる者は、当直終了後、当該特殊物件を速やかに保管責任者に引き継ぐものとする。

ア 10万円以下の現金

イ 有価証券

ウ 貴金属その他の貴重品

- (3) 証拠物件の保管に当たっては、写真撮影をするなどの方法により証拠保全の措置を執るとともに、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸を防止するための適切な保管措置を執ること。
- (4) 証拠物件の保管に当たっては、年別及び事件別に区別するなどして、他の事件の証拠物件と混合しないよう措置すること。
- (5) 証拠物件が大量にある場合、自動車、自転車等の物件である場合等で、あらかじめ定められた保管設備に保管できないときは、盗難、紛失、損傷等に配意し、施錠設備のある適切な保管場所を選定の上保管すること。
- (6) 証拠物件が火薬類その他の危険物等で貯蔵又は保管に関し法令の定めがあるものは、当該法令で定める方法により貯蔵又は保管すること。
- (7) 冷凍庫内は、一時的に保存するものと長期的な保存が見込まれるものの保管箇所を明確に区分し、それぞれ適切に保管すること。

(部外への証拠物件の保管委託)

第16条 証拠物件の保管委託については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 火薬類その他の危険物等で貯蔵又は保管に関し法令の定めがある押収物件は、適法な施設を有する者に保管を委託すること。
  - (2) 運搬又は保管が困難な押収物件は、所有者その他の者に保管を委託すること。
- 2 前項の規定により保管を委託したときは、保管を委託した者から保管請書（司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日最高検企第54号別冊様式第39号又は触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）別記様式第18号）を徴するものとする。
- 3 第1項の規定により保管を委託したときは、システムにより証拠物件の出納記録を登録するものとする。

(本部所属等への証拠物件の保管委託)

第17条 変質、腐敗等により証拠価値を滅失し、将来の鑑定に支障を来すおそれのある証拠物件（特に採取時点で対照資料がなく、鑑定が不能な採取資料等をいう。）又は捜査等のために事件担当課等において保管が必要な証拠物件については、事件担当課等と協議の上、事件担当課等又は研究所（以下「本部所属等」という。）に対し証拠物件の保管を委託することができる。この場合において、発受を明確にするため、証拠物件保管委託依頼書（様式第6号）を添付するものとする。

- 2 前項の規定により保管を委託したときは、保管を委託した所属にあっては保管委託をした年月日、委託先等を押収物件管理簿、証拠物件保存簿又は採取資料管理簿

に、委託を受けた本部所属等にあつては委託を受けた年月日、担当者及び保管場所を証拠物件保管委託依頼書にそれぞれ記載するものとする。

- 3 本部所属等は、保管委託を受けた証拠物件を適切な保管設備において保管するものとし、当該証拠物件の出納を行う場合は証拠物件出納簿（保管委託）（様式第7号）により行うものとする。
- 4 本部所属等に対する保管委託を解除する場合は、証拠物件保管委託解除依頼書（様式第8号）により行うものとする。この場合において、委託保管の解除依頼を受けた本部所属等は、解除した年月日及び担当者を証拠物件保管委託解除依頼書に記載するものとする。
- 5 第1項の規定により保管を委託したときは、システムにより証拠物件の出納記録を登録するものとする。

（仮出し及び払出しの出納要領）

第18条 保管中の証拠物件の出納は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 証拠物件の出納に係る事務は、保管責任者の指揮を受けて取扱責任者が行うものとする。
- (2) 仮出し又は払出しを受けようとする者（以下「出納要請者」という。）は、証拠物件の出納記録をシステムに登録後、証拠物件出納簿（様式第9号）を作成し、取扱責任者に仮出し又は払出しを要請すること。ただし、押収又は採取後おおむね48時間以内に証拠物件の保管を解除する見込みが確実にあるものに係る場合を除く。
- (3) 前号の規定による要請を受けたときは、証拠物件出納簿の内容を確認の上、証拠物件を保管設備から出庫し、出納要請者に引き渡すこと。この場合においては、システムにより出納記録の確認を行うものとする。
- (4) 出納要請者が証拠物件の仮出しを受けた場合において当該証拠物件を返納するときは、取扱責任者に当該証拠物件を返納し、その確認を受けること。
- (5) 前号の規定による返納を受けたときは、システムにより返納の登録を行い、証拠物件出納簿に措置状況を記載及び押印し、証拠物件を所要の保管設備に返納すること。
- (6) 特殊物件の出納については、保管責任者又は管理責任者が必ず立ち会うこと。

（押収物件の封印）

第19条 保管責任者は、押収物件の適正な保管管理を行うとともに点検に要する業務負担を軽減するため、押収からおおむね6か月を経過し今後出納が見込まれない押収物件については、次に掲げるところにより、原則として事件ごとに封印措置を行うものとする。ただし、時間経過に伴う変質、変形、劣化等の可能性があるもの又は形状等から物理的に封印措置が不可能な押収物件については、この限りでない。

- (1) 封印措置を行うときは、封印措置を執る押収物件についてシステムにより封印措置の登録をし、封印管理簿（様式第10号）を作成するものとする。
- (2) 封印措置を行うときは、保管責任者及び取扱責任者（以下「保管責任者等」と



いう。)が立ち会い、封印措置を行う押収物件の品名、数量等を封印管理簿と照合確認の上、保存箱等に収納し、保管責任者等が署名押印した封印シール(様式第11号)及び封印小票(様式第12号)を貼付しなければならない。この場合において、取扱責任者は、証拠物件保存簿に封印措置を行った年月日及び封印番号を記載するものとする。

2 前項の規定により封印措置を行った押収物件については、次に掲げるところにより、点検等必要に応じて解除することができるものとする。この場合において、保管責任者等を立ち合わせ、封印管理簿に解除年月日を記載し、保管責任者等が押印をしなければならない。

(1) 取扱責任者は証拠物件保存簿に解除年月日を記載するものとする。

(2) 解除した押収物件を再度封印措置を行う場合においては、第1項の規定を準用する。

(点検)

第20条 所属長は、証拠物件の取扱い及び保管状況について、毎年2回以上点検しなければならない。

2 管理責任者にあつては3か月に1回以上、保管責任者にあつては毎月1回以上、証拠物件の取扱い及び保管状況について点検しなければならない。

3 前2項により証拠物件を点検するに当たっては、次に掲げる事項に留意し、異状の有無を確認しなければならない。この場合において、封印措置を施した押収物件については、封印状況及び押収物件を収納した箱等の異状の有無を確認することをもって、在中している押収物件の点検に代えることができる。

(1) 証拠物件と当該事件の押収関係書類等との照合

(2) 証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の有無

(3) 封筒、収納袋、収納容器、管理小票その他保管環境の異状の有無

(4) 年別、事件別等の整理状況の適否

(5) 証拠物件に係る事件の公訴時効の期限の確認

4 保管責任者は、長期保管とすべき証拠物件が短期保管のままとなっていないかどうか点検しなければならない。

5 第3項の点検に当たり、冷凍保存中のDNA型鑑定資料並びにDNA型鑑定に係る資料の残余及び試料の残余の点検については、解凍等による変質等が生じない範囲及び方法で実施しなければならない。

6 所属長、管理責任者及び保管責任者は、点検終了後、証拠物件点検結果一覧表(様式第13号)を作成するとともに、点検簿(様式第14号)に点検実施年月日を記載し、押印しなければならない。

(指導監督)

第21条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、必要に応じ、警察署等における証拠物件の取扱い及び保管状況について指導監督を実施することができる。

(引継ぎ)

第22条 人事異動その他の理由により、所属長が交替するときは、事前に証拠物件の点検をした上、当該証拠物件の引継ぎを確実にを行い、責任の所在を明確にしておかなければならない。

2 前項の引継ぎに当たっては、全ての証拠物件を当該事件の押収若しくは採取関係書類、関係簿冊と照合確認しなければならない。

3 人事異動その他の理由により、管理責任者、保管責任者、取扱責任者及び職務代行者が交替するときは、前任者及び後任者による点検をそれぞれ行うこと。

(被害者不詳の証拠物件の処分要領)

第23条 所属長は、任意提出者がその提出に係る物件を窃取した旨を自供しているなど、犯罪によって領得した物件である場合において、捜査の結果、被害者が特定できなかったときは、担当検察官と事前に協議、連絡等した上、当該物件を次の各号のいずれかにより措置するものとする。ただし、触法少年事件における処分要領は、別に定める。

(1) 立件できる他の事件の情状等に関する証拠物件として送致

(2) 被害者不詳の被疑事実により送致

(3) 無価値物として廃棄

(証拠物件の処分要領)

第24条 証拠物件の処分については、前条の規定によるほか、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 公訴時効が完成する事件の押収物件については、所属長の指揮を受け、犯罪者の置去り物件として提出されたものを除き、還付できるものは還付し、還付できないものは捜査記録とともに検察官へ送致の手續を執るものとする。

(2) 公訴時効が完成しようとする事件が本部長指揮事件の場合は、あらかじめ本部長の指揮を受け、前号の手續を執るものとする。

(3) 被疑者を検挙して検察官に事件送致したものについて、押収手續前の採取資料がある場合は、担当検察官の指揮を得た上で、適切に処理をするものとする。

(4) 証拠物件のうち、正当な権原を有していることが明らかな者から所有権の放棄がなされており、かつ財産的価値がないことが明らかであるものについては、本部長又は所属長の指揮を受け、立会人を付して廃棄の措置を執るものとする。

(5) 捜査の結果事件性がないと認められた事案に係る証拠物件については、継続保存の必要性を検討した上で、本部長又は所属長の指揮を受けて、還付又は廃棄の措置を執るものとする。

(事故報告)

第25条 証拠物件について紛失等の事故が発生したときは、所属長に速やかに報告しなければならない。この場合において、所属長は、速やかに捜査事故簿（犯罪捜査規範別記様式第25号）又は調査事故簿（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令別記様式第47号）により、その経緯、措置等を本部長に報告しなければならない。

(鑑定を行う証拠物件の取扱い及び保管)

第26条 刑事部鑑識課及び研究所が鑑定その他の業務のため証拠物件を受理したときの当該証拠物件の取扱い及び保管については、第1条から前条までの規定を準用する。この場合において、第1条から第22条までの規定中「管理責任者」とあるのは「刑事部鑑識課次長又は刑事部科学捜査研究所副所長」と、「保管責任者」及び「取扱責任者」とあるのは「刑事部鑑識課長又は刑事部科学捜査研究所長が指定する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 刑事部鑑識課長及び刑事部科学捜査研究所長は、鑑定その他の業務のため証拠物件を受理したときの当該証拠物件の取扱い及び保管について、必要な事項を別に定めることができる。

3 刑事部鑑識課及び研究所の管理責任者は、鑑定嘱託その他の業務に係る証拠物件を受理したときは、その受理、保管、返還及び消費についてその状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条、第15条第1項第2号及び第17条の規定は、令和3年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 事件担当課等の長及び警察署長は、この訓令の施行の日前においても、この訓令の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(犯罪捜査規範施行細則の一部改正)

3 犯罪捜査規範施行細則(昭和35年島根県警察訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第47条中「証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令(平成26年島根県警察訓令第24号)」を「証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令(令和3年島根県警察訓令第6号)」に改める。

(少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の施行に関する訓令の一部改正)

4 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の施行に関する訓令(平成19年島根県警察訓令第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令(平成26年島根県警察訓令第24号)第11条」を「証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令(令和3年島根県警察訓令第6号)」に改める。

附 則(令和3年12月20日島根県警察訓令第42号)

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

様式 [略]